

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和3年1月時点）	関係課
(1) 2	R2. 11. 6清里区	市の決算概況(1)の71ページにある健全化判断比率等の表記について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は黒字などで横線だけ引いてある。良いことだが、経常収支比率や経常一般財源比率などが表記されていない。あればもっと分かりやすい。	確かに分かりにくいいため、行政に伝える。	実質赤字比率をはじめとした健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定し、その結果を公表しているものであり、ご意見の経常収支比率や経常一般財源比率は同法に基づき公表する比率ではないことから、同じページに併記することはなじみません。なお、経常収支比率や経常一般財源比率は、地方財政状況調査（決算統計）に関する指標として、令和元年度決算の概況（1）の86ページに記載しています。	財政課
(2) 3	R2. 11. 6清里区	防災対策の市の部署について、牧区と中郷区はなぜ板倉区に集約されたのか疑問である。もう少し知恵を絞るべきではないか。	牧区と中郷区の防災業務が板倉区に集約されたのか、合理性はあるのか、行政の見解をたずねます。	消防防災、危機管理等の防災業務は、各区総合事務所の総務・地域振興グループが所掌しており、集約していません。なお、災害発生時の迅速かつ機動的な対応等を目的に、産業建設グループについては、地形・地勢等を踏まえて市全域を4つのグループに設定した上で、総合事務所間の平均距離が最短になるなど、集約の合理性や客観性が高い区又は木田庁舎担当課に業務を集約し、平常時から多人数で対応できる体制を整備しています。	人事課
(3) 5	R2. 11. 9吉川区	田尻ふれあいセンターのそばに消防の乾燥塔があるが、撤去を市に要請しているが、予算の都合なのか、そのままである。NTTから公衆電話設置の話もあり、携帯電話よりも災害に対応できることから設置する予定であるが、駐車場の真ん中に塔があり、非常に不都合である。スクールバスの乗降場にもなっているのが邪魔にもなる。総合事務所に言っているが、何年も前から撤去の申請をしているが、何年待ちなのか。	どのような状況になっているか、調査したい。後ほど、詳しい場所を確認したい。	町内会からは令和2年春に要望を受けており、現地確認の上、当該ホース乾燥塔は現在消防団で使用していないことから、令和3年度中に撤去する方針としています。	危機管理課
(4) 7	R2. 11. 8合併前上越市（直江津）	4月から地域協議会委員になった。地域協議会委員の任期を変えていただきたい。4月に改選してすぐに、前任者の審査基準を基に採択の審査をするのは難しい。例えば12月改選等にしてはどうか。	ご意見として承る。	地域協議会委員の任期は、地方自治法によって4年以内の期間とされており、選任投票の効率化に鑑み、委員の選任投票を市議会議員選挙と同日に行うため、任期を令和2年4月29日から4年間としています。改選後の委員による1年目の審査にあたっては、採択方針や審査基準等の事前説明を丁寧に行い対応しており、今後も1年目となる委員ができるだけ十分な理解の下で審査に励むことができるよう取り組んでいきます。	自治・地域振興課

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和3年1月時点）	関係課
(5) 10	R2. 11. 9 吉川区	県立柿崎病院の統廃合問題だが、他市の病院に比べ、市長や市議の動きが鈍い。命を守ることは何よりも大事であり、へき地病院については赤字なのは当たり前であり、経済原理を導入するというのは間違いだと思うが、どのような認識か。	コロナ禍を受けて国の考え方も変わりつつある。センター病院も含めて、医師会とも意見交換を行う予定であり、議会としての議論を進めたい。赤字のままというわけにはいかないが、地域医療を担う病院はなくてはならない、市として大切な病院であると思っている。その意識は共有していきたい。	県立柿崎病院について市が経営主体等になることは財政負担や医師確保の面から困難であるとの考えは、県に対し既にお示ししているところです。この間、昨年1月の県病院局経営企画課長来庁時には健康福祉部長が、8月の県病院局次長来庁時には副市長が対応し、それぞれ当市が経営主体等となることが困難であるとお伝えしたとともに、10月には福祉部長が県病院局に赴き、引き続き県による運営体制が維持継続されるよう、市として改めて要望したところです。	地域医療推進室
(6) 13	R2. 11. 9 吉川区	有害鳥獣が生息しにくい環境づくりはどうか。780kmの電気柵の大半は柿崎と吉川である。このまま増えると困るので、対策はないか。	有効なのは「わな」であり、子連れで連鎖的にかかる事例もある。何が有効な手段かを試行錯誤しながら行政とともに取り組んでいきたい。清里ではクマの人的被害もあったため、しっかり取り組んでいきたい。	これまでの通年での有害鳥獣捕獲や電気柵の設置のほか、令和2年度からは新たに鳥獣被害対策実施隊を組織し、主に農作物被害が発生しやすい夏季において、地元集落との連携の下、農地周辺に出没する個体の捕獲強化に取り組んでいます。また、里山の管理が行き届かず鳥獣の生息場所となっている等の指摘もあることから、森林整備との連携を図り、生息地から農地や住宅地周辺への移動ルートを遮断するための緩衝帯の整備等に引き続き取り組んでいきます。	環境保全課 農村振興課 農林水産整備課
(7) 14	R2. 11. 6 清里区	清里区でもクマによる人身被害が発生した。県もクマ出没特別警報を発令し注意喚起を図っている。市としても効果的な対策をお願いしたい。	クマはどこにでも出没する時代になった。対策を強化するよう市に伝える。	クマの生息域と人の生活圏を区分するため、目撃件数の多い中郷区や名立区において、生息地から住宅地周辺へ移動するルートを遮断する電気柵の設置や緩衝帯を整備した結果、整備前と比べ目撃件数が減少しており、今後も森林整備との連携を図りつつ、クマの出没が多い地域での整備について検討していきたいと考えています。また、クマやイノシシの生態に関する学習会や 広報紙などを通じて、住宅地周辺に誘引しないための方策や被害に遭わないための取組など、鳥獣被害に対する意識啓発を図り、地域の皆さんと連携しながら、地形や出没状況に応じて総合的かつ効果的な対策を行い、人身被害の防止に努めていきます。	環境保全課

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和3年1月時点）	関係課
(8) 15	R2. 11. 9吉川区	鳥獣被害について、イノシシやクマが人里にやってくる原因はいろいろだが、山の荒廃を改善することが大事と考える。森林環境譲与税の制度もあり、山を整備することが被害を減らす手立てになる。糸魚川では地権者と相談して既に取組を進めていると聞いている。税を利用し、里山整備を鳥獣捕獲とともに進めてほしい。せつかく1人年間1000円を払うのだから見返りとして効果があるように行政とともに協力して活用してほしい。	明後日も桑取地区で森林に関わる管内視察を行い、勉強する予定であり、行政とも協力して取り組んでいきたい。	森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく取組を順次進めています。令和2年度には、森林経営に関する意向調査について、未整備森林の中から1地区（吉川区内約30ha）を対象に実施しています。今後、経営管理権を取得し、順次森林整備を進めていく予定です。当該取組等により森林整備（主に間伐）を進めることで、森林の見通しが改善され、大型鳥獣が出没しづらい環境づくりに寄与するものと考えています。	農林水産整備課
(9) 18	R2. 11. 11三和区	大型箱物の整備だけではなく、人々の生活に密着した市道の整備をしてほしい。三和区井ノ口に障害者施設ができたが、周辺の道路整備がきちんとされていない。	道路整備に関しては、要望が多く、優先順位をつけて整備を進めている。命に関わること、また財産に関わるのが優先されるのが現実である。道路整備計画は、点数で評価しているが、利用が少なくても中山間地など必要などを加点しているため、地元の声을挙げてほしい。	当市の道路整備は、令和元年12月に策定した「上越市道路整備計画」に基づき、計画的に進めています。ご指摘の箇所については、要望路線の一つとして、他に寄せられた要望路線と共に整備の必要性を評価しましたが、結果として別の路線を先に整備していくこととなり、道路整備計画には登載できませんでした。令和6年度に行う次期整備計画の策定時に改めて評価していく予定です。	道路課
(10) 21	R2. 11. 8合併前上越市（直江津）	11月1日に天王川クリーンアップ作戦を実施し、たくさんの方に参加いただいた。市道が冠水することもあり、市の雨水管理総合計画では、側溝の清掃や土砂の詰まりなどは、ソフト事業として住民が率先して行うとある。本来、清掃などは行政が計画的にやるべきではないか。	ご要望として承り、行政に伝えていきたい。	天王川については、市で土砂溜ピットの清掃を毎年計画的に行うとともに、施設の老朽化に伴う修繕も適宜実施しています。草刈りやごみ拾い等については、市で全ては対応できないことからボランティアの皆さんの協力を得ながら、クリーン活動には市の担当者も参加し、天王川の維持管理に努めています。市としましては、引き続きボランティアの皆さんの活動と連携しながら、天王川の適切な維持管理に努めていきます。なお、地元で対応が困難な事案などについては相談してください。	生活排水対策課
(11) 22	R2. 11. 8合併前上越市（直江津）	公の施設の統廃合について、8月25日の地域協議会で「市民いこいの家」の状況に関する資料をいただき、令和4年3月末で廃止することを知った。当該施設は、ふれあいと健康増進のために設置されている。市は利用状況調査アンケートを取ったが、71名で調査対象が少ない。統廃合を決めるに当たっては、利用状況だけではなく、市民がその施設を必要としているのかなどを含めて、市民からもっと意見を聞いてほしい。	行政のアンケートの取り方に問題があると整理させていただき、ご意見として承る。今後もしっかりと取り組んでいく。	入浴者の利用実態を把握するため、7月に調査を実施し、入浴された方の約8割に当たる71人から回答いただいたところです。その後9月から11月にかけて、公の施設の適正配置の取組の背景を含め、利用者との廃止について話し合いを行い、大半の方から理解を示していただいたと認識しています。引き続き、利用者や市民に取組の背景を含めた温浴の機能廃止について説明し、理解と納得を深めていただけるよう、丁寧な対応に努めていきます。	福祉課

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和3年1月時点）	関係課
(12) 23	R2. 11. 9 吉川区	公の施設の再配置の方向性案が示された。公民館にどのような認識を持っているか。市内に公民館はいくつあるのか、耐用年数や状況を把握しているか。地域によっては市から借りる方法もあると言うが、避難所でもあり、地域活動の拠点でもある。地域のコミュニティの場として、長期的に活動できるように修繕費などの建物の管理に伴う費用は市が持つべきと考えるがどうか。	公民館は地域の学習活動や地域活動の拠点でもあると認識している。旧市の公民館は13か所あり、各区はそれぞれ地区館とその下に分館がある。耐用年数は個々に異なるので、一概に答えるのは難しい。以前、公民館の運営の基本方針が示された。避難所にもなっているため、この建物を残しながら地域の活性化に役立たせたい。	この度の公の施設の再配置に関し、教育委員会では、地域に根差した活動の拠点がなくなってしまう必要があることを踏まえ、施設を地域にお貸しするという方向性を整理したものです。しかしながら、施設は旧小学校の体育館や校舎など比較的規模の大きい建物が多く老朽化も進んでいること、その利用内容も各施設一様でないなど、状況は様々です。施設をお貸しすることに伴う光熱水費を始め、利用状況に応じた実費負担などについては、施設ごとに、利用される地域の皆さんと十分な協議を重ね、過度な負担が生じないように対応をしていく必要があると考えています。	社会教育課
(13) 24	R2. 11. 9 吉川区	委員会でもかなりの議論になった。以前の方針では、30年間は存続するが、小中学校区の通学域に分館及び地域生涯学習施設がある場合は廃止としている。また、高齢化率が高い地域で、統合後の小学校が離れており、集会施設の代替施設がない場合は、30年経過後も必要があれば存続するとしている。吉川の各分館などは市も心配している。公の施設の再配置の方針では、廃止とはしておらず、令和7年までに検討していくとしている。公民館として残せるよう必要性を主張すれば残せるのではないかと。市の基本的な考え方は、どこにいても等しく行政サービスを受けられるようにすることであり、特殊性を認められるかどうかである。合併から長い年月が経ち、必要かどうかは問題となるので、皆さんからも必要性を主張してほしい。			
(14) 25	R2. 11. 9 吉川区	協議会としても説明を受けた。公民館の看板を下ろし、普通財産になると聞いている。令和7年までは使用するのだから、耐震診断や何年もつかなどの調査も市が行うべきと思うが、その議論はなく、譲渡や貸付の合意となっている。吉川では旧小学校区単位で行事が行われ、市街地とは状況が異なる。地域協議会への諮問がいつおきてきて、どのくらい時間をかけられるのか分からない。集会所があると言う人もいるようだが、目的が異なる。これまでの流れは納得していないので、地域協議会としてもこれから頑張る。	市に確認したが、廃止するとは言っておらず、集会施設なのか公民館なのかを整理し、分館という看板は下ろさず、譲渡もしくは長寿命化していくとのことである。		

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和3年1月時点）	関係課
(15) 26	R2. 11. 11三和区	公の施設の再配置について、利用実績だけで存廃を判断すると、地域差が出るのではないか。施設には避難所など他に大切な場所としての役割がある。議会では、市からどのように聞いているのか。	総合計画において地域拠点等が区別されることはあるが、地域差が出ないよう、バランスが取れる形で公の施設の適正配置をしようとしている。議会としては、数字だけで判断するよりも住民目線に立ち、施設の在り方をしっかりと考え、提案していく。	公の施設の適正配置計画の策定に当たっては、公費投入をはじめ、公共関与の必要性や配置状況のほか、施設の利用状況や老朽化度等の観点から、総合的に勘案し検討した各施設の方向性について、利用者を始めとする関係者や地域の皆さんにお示しし、説明と協議を重ね、理解を得ながら進めてきました。 今後、適正配置の取組を進めるに当たっては、施設の設置目的や利用状況、運営状況等の現状を踏まえるとともに、地域住民の皆さんの声を聴く中で、互いに知恵を出し合い、理解と納得を得ながら進めていきます。	行政改革推進課
(16) 27	R2. 11. 6清里区	学校の統合について学校施設の長寿命化と言っているが、そもそも人口減少で学校が存続できるかどうかのほう心配である。区域を越えた学校の統合も考える時期にきているのではないか。例えば、隣の高士小は複式学級になっている。話は出しづらいだろうが、議会の中でも話をしているのか。	議員として話は出しづらいところであるが、委員会では審議している。地元で検討し、声を出し合意を得ていくことが大事である。 (後半削除)	子どもたちが一定規模の学習集団の中にかかり合って学ぶことができるよう、複式学級の解消を重点課題に掲げ、各校の実情に応じた解決方策（学校統合等）を検討しています。学校統合では、地域自治区の枠を超えた統合についても検討が必要になると考えています。	教育総務課
(17) 30	R2. 11. 11三和区	Jーホールディングスによる施設経営について、効率化が図られているのか疑問である。	ご意見として承る。	Jーホールディングスグループとして、これまで共同広告や共通利用券などによる売上増加策を実施してきました。また、灯油など一部商品の共同仕入れや人員の流動化等による経費削減策も講じてきましたが、十分な成果が出ていません。 市といたしましても、今後も関係各社と情報を共有し、経営健全化の取組を促していきます。	施設経営管理室
(18) 34	R2. 11. 8合併前上越市（直江津）	来年、上越市が誕生して50周年を迎える。地域として盛り上げていきたいと思い、様々な計画をしている。行政側からも財政支援をお願いしたい。	ご要望として承る。	市においては市政50周年を祝うようなイベントの開催は予定しておらず、市民の皆さんが行う事業に対する補助制度の創設についても予定しておりません。 身近な地域の課題解決や活力向上を図るため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援する地域活動支援事業の実施を予定しておりますので、各区にあります総合事務所やまちづくりセンターへご相談いただくなど、同事業の活用を検討ください。	総務管理課 自治・地域振興課

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和3年1月時点）	関係課
(19) 36	R2. 11. 9吉 川区	東田中分館は旧東田中小学校の体育館であり、牧区の川上笑学館と同じような構造の体育館であるので、文化財として貴重な建物である。重要な建造物であることを認識してほしい。	ご意見として承る。	令和2年12月17日に建物の構造等を確認しましたが、改変等があり文化財の指定は困難と考えています。	文化行政課
(20) 38	R2. 11. 8合 併前上越市 (直江津)	国はカード決済やスマホ決済を推奨しているが、詐欺などの危険もある。また、カード決済等の導入には、高齢者と若者の間で受ける恩恵に不公平感がある。市民全体で公平に恩恵を受けられないか。	ご意見として承る。	国の施策であり、市として関与できないものと考えます。電子決済は、現時点では普及率は高くありませんが、国を挙げた普及・啓発活動等により、今後利用が拡大することが見込まれることから、市としまでもその利便性等を広く市民の皆さんに周知することで、普及を図っていきたいと考えています。	産業政策課
(21) 40	R2. 11. 11三 和区	子どもの通学路について、L字側溝の上を歩いたり、傘を差した時に外側線からはみ出たりして危険である。特に冬期は、積雪により歩くスペースが狭く危険である。点検をしっかりとやってほしい。	市でも通学路の安全確保は、最優先に取り組んでいる。危険な場所があれば、是非声を挙げてほしい。	各学校においては、登下校時における交通安全指導の徹底を行うとともに、毎年「上越市通学路安全対策プログラム」に沿った点検と対策を行っています。また、市では、各校での安全点検の結果を受け、学校関係者、国・県・市の道路管理者及び交通安全関係者により、実際に現地を確認する合同点検を実施し、この検討結果に基づき通学路の安全対策を講じています。引き続き、通学路における児童生徒の安全対策のより一層の充実を図っていきます。	学校教育課